

6 (今後の課題)

しかし、この国の給付金だけでは被害者にとって完全な賠償を得られるわけではない。なぜなら、残り損害（被害）については、石綿含有建材を警告表示なく販売製造し利益を上げてきた建材メーカーらが被害者らに補償（賠償）すべきものであるからである。

与党PTのとりまとめでは、建材メーカーの対応の在り方が引き続き検討課題とされ、また基本合意書にも被害者に対する補償に関する事項について継続協議事項となっている。国の建設アスベスト被害の給付金制度は、建材メーカーも補償金を拠出する建設石綿被害補償基金制度として拡充し、完全な被害者救済制度として法制化すべきである。これが次の制度政策的な課題と考える。

7 (決意表明)

われわれは、今回の国との基本合意書の締結が画期的な成果であることを確認し、今通常国会での速やかな立法化に向けて取り組みを行うとともに、超党派の衆議院、参議院の国会議員諸氏に今国会での法案成立への協力をお願いするものである。

そして、今後は、この国の給付金制度を建設アスベスト被害者に周知徹底を図り、被害者が同制度の利用できるよう支援する取り組みを強める。それと同時に、残された建材メーカーの賠償責任を果たさせるため、建材メーカーに対する集団損害賠償訴訟を提起し、最終的には建材メーカーも被害者への補償金を拠出する建設被害補償基金制度を創設することを目指す取り組みを行うことを、ここに宣言する。

以上